



開拓の志あれば、  
弁護士の可能性は尽きない。

## 菊池 優太

2004年3月	東北大学法学部卒業
2008年3月	北海道大学法科大学院修了
2008年9月	司法試験合格
2009年12月	司法修習終了 弁護士登録
2013年1月	岩手県総務部法務学事課特命課長（法務指導）

### 【現在の仕事の内容】

・ 庁内業務に関する法律相談対応    ・ 自治体の原子力損害賠償対応    ・ 用地取得特例制度検討    ・ 各種委員会委員等

### ■ 法科大学院で学ぶということ

少なからぬ投資のもと入学すること自体がまず一つの決断ですから、自ずと真剣にならざるを得ないと思います。不退転の決意といっは大きざですが、私は、法科大学院での2年間、登校しなかった日は一日もありませんでした。また、教われる先生方や議論ができる友人達が常に近くにいることなど、学ぶ環境としても申し分ありません。法科大学院で過ごした経験は、法律家としては勿論、人としての私の姿勢などに大きく影響していると感じます。

### ■ 今の仕事を選んだきっかけ

私は、司法修習終了後、東京の法律事務所に勤務しておりました。しかし、弁護士になって1年余りが経過したころ、東日本大震災が起きました。私は岩手県出身であり、東京で活動する日常を送りながらも、自分は郷里のために何もしていないのではないかと、という思いが日々強くなっていました。そのような折、岩手県で法曹有資格者の募集がありました。迷いもありましたが、魅力を感じましたので、応募し採用に至ったものです。

### ■ 仕事の魅力

現在の立場は、従前全く想定していなかったものでした。しかし、自治体に入ってみると、震災復興に関与することは勿論、独特の法律問題に多く触られることや自治体組織に精通しうること等、通常得難い経験に満ちています。現在は、被災地での復興事業の用地取得の困難という課題解決のために、岩手弁護士会と共同で特例法を提案するという仕事にも取り組んでいます。業務は以前とはかなり様変わりしましたが、目の前で困っている人の問題解決に貢献しうるといふ弁護士の普遍的な力は、自治体業務においても大変有用で

あり、弁護士という職業の魅力であると感じています。（※岩手県への勤務に伴い、現在は弁護士登録を取り消しています。）

### ■ 弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

自治体勤務の経験を通して、弁護士の可能性はとても大きいことを日々感じています。それは、弁護士という職業自体が、未知の分野に切り込んでいける職種であることを実感しているからだと思います。たしかに、法曹を取り巻く環境は変わってきています。しかし、いかなる分野においても、需要を待っているのではなく、自ら学び、自らアプローチする姿勢で臨めば、活躍の場は無限に広げられるはず。法曹になって何をしたいのか。なぜ法曹になりたいのか。そこに思いのある方が活躍できない業界ではないと、私は思っています。

